消費税の転嫁拒否等の行為に関する事業者等向け
平成27年度説明会及び相談会の実施について

平成27年2月27日
公正取引委員会

公正取引委員会では，消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から，買いたたきや減額といった消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための取組と転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。

平成27年度においても引き続き消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為の概要やこれまでの違反事例などについて，公正取引委員会の担当者が説明する説明会を各都道府県で開催します。

また，同説明会に併せて，転嫁拒否等の行為を受ける事業者等の方々からの御相談を公正取引委員会の担当者が受け付ける相談会を実施します。

1 事業者等向け説明会について

事業者等向け説明会では，消費税転嫁対策特別措置法の概要を説明した後，転嫁拒否等の行為について，その概要やこれまでの違反事例（勧告・指導事例）について説明を行います。

※ 消費税法の内容，消費税の転嫁を阻害する表示の是正，総額表示義務の特例，便乗値上げ等についての説明会ではありませんので，申込みに当たっては御注意ください。

開催概要及び申込みは、以下のURLをご参照ください。

開催概要URL

http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/setumeikai.html

※ 開催概要に開催日時・会場が未掲載の都道府県については，決定次第順次，追加掲載いたします。

申込みURL

申込みは，以下の申込フォームに必要事項を記載の上，お申込みください。

https://www.jftc.go.jp/kosyukai6/form/apply_infos/insert

2 相談会について

前記1の説明会に併せて，消費税の転嫁拒否等の行為を受ける事業者等の方々からの御相談を公正取引委員会の担当者が受け付けます。消費税の転嫁拒否等でお困りの事業者の方は，お気軽に御相談ください。

相談会については，事前の参加申込み等は不要です。

また，前記1の事業者等向け説明会に参加しない事業者等の方も，相談会に御参加いただくこ

とが可能です。

※ 前記1の説明会終了後に実施する会場では，開始時間が多少前後することがあります。

開催概要URL

http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/setumeikai.html

※ 開催概要に開催日時・会場が未掲載の都道府県については，決定次第順次，追加掲載いたします。